Ⅰ－12－10　原子力防災アプリ　通知資料

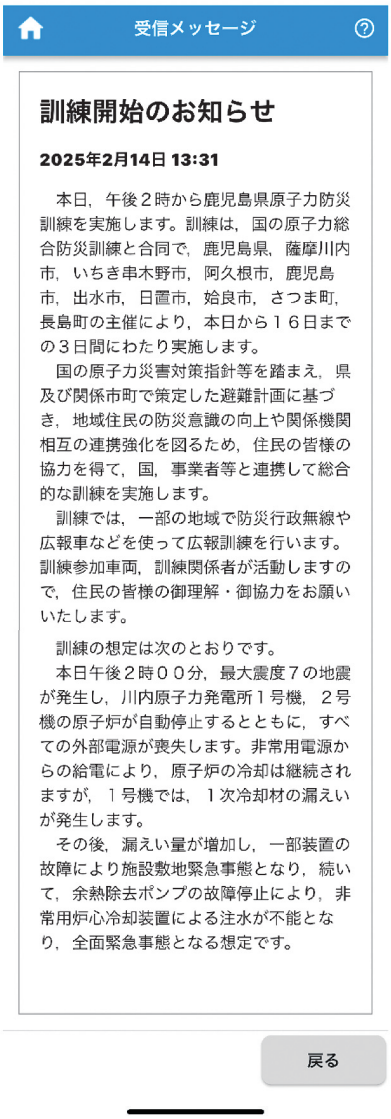

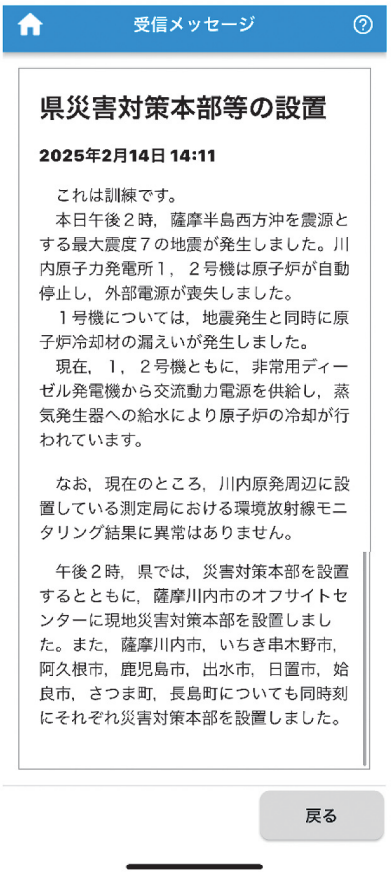

受信メッセージ

警戒事態発生

2025年2月14日 15:16

これは訓練です。
川内原子力発電所１号機において原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する原子力施設の重要な故障等が発生したことから，本日，午後３時１０分，国から次のとおり要請がありました。

（要請の内容）
① 川内原子力発電所のＰＡＺの住民のうち施設敷地緊急事態要避難者（注）は，避難の準備を開始すること。ただし，避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は，屋内退避の準備を開始すること。
② 同発電所のＰＡＺの施設敷地緊急事態要避難者（注）に対する安定ヨウ素剤の配布の準備を開始すること。
③ 同発電所のＰＡＺ及びＵＰＺの住民，一時滞在者その他公私の団体等は，防災行政無　　線，ラジオ，テレビ等による情報に注意すること。

なお，現在のところ，川内原発周辺に設置している測定局における環境放射線モニタリング結果に異常はありません。

今後も随時情報をお知らせしますので，防災行政無線，ラジオ，テレビ，エリアメール，原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら，お住まいの市や町の指示に従い，落ち着いて行動してください。

（注） 施設敷地緊急事態要避難者
「施設敷地緊急事態要避難者」とは，ＰＡＺ内の住民等であって，施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１５号に規定する要配慮者をいう。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち，避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
ロ 妊婦，授乳婦，乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
（参考）
ＰＡＺ：原子力発電所を中心としておおむね５km圏内
薩摩川内市の一部
ＵＰＺ：原子力発電所を中心としておおむね５～３０km圏内
薩摩川内市の一部（ＰＡＺを除く），いちき串木野市の全域，阿久根市の全域，鹿児島市の一部，出水市の一部，日置市の一部，姶良市の一部，さつま町の一部，長島町の一部

戻る

受信メッセージ

施設敷地緊急事態発生

2025年2月14日 17:02

これは訓練です。
九州電力㈱川内原子力発電所から「午後４時３５分，川内原子力発電所１号機は１次冷却材の漏えいが拡大し，非常用炉心冷却装置（ＥＣＣＳ）が作動するものの，充てん高圧注水ポンプの故障等が発生した。」との通報がありました。
これは，原子力災害対策特別措置法第１０条に該当する事象であり，また，原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当する事象です。
この通報を受け，本県及び関係自治体に対し，本日，午後４時４５分，国から次のとおり要請がありました。
① ＰＡＺの施設敷地緊急事態要避難者は，避難の準備が整った段階で，安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし，避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は，安全な形で避難できるよう準備を進めているので，その準備が整うまでの間は屋内退避すること。
② 地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には，安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
③ ＰＡＺの住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）は，避難の準備を開始すること。
④ ＰＡＺの住民（施設敷地緊急事態要避難者を除く）に対する安定ヨウ素剤の配布準備を開始すること。
⑤ ＰＡＺの一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は，避難の準備が整った段階で，安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
⑥ ＵＰＺの住民は，屋内退避の準備を開始すること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は，避難の準備が整った段階で帰宅すること。
⑦ ＰＡＺ及びＵＰＺの住民，一時滞在者その他公私の団体等は，防災行政無線，ラジオ，テレビ等による情報に注意すること。

この要請を受けて，県では知事メッセージを発出し，県民の皆様に国の要請に基づく対応をお願いしました。
なお，現在のところ，川内原発周辺に設置している測定局における環境放射線モニタリング結果に異常はありません。

今後も随時情報をお知らせしますので，防災行政無線，ラジオ，テレビ，エリアメール，原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら，お住まいの市や町の指示に従い，落ち着いて行動してください。

https://safer-prd-bucket-public.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/1pEbqu.pdf

戻る

受信メッセージ

訓練１日目終了のお知らせ

2025年2月14日 18:15

これは訓練です。
本日，午後２時から実施していた鹿児島県原子力防災訓練の１日目は，午後６時１５分に終了しました。
住民の皆様方の御理解・御協力に感謝いたします。
明日２日目（１５日）の訓練は，午前８時３０分から開始します。

戻る

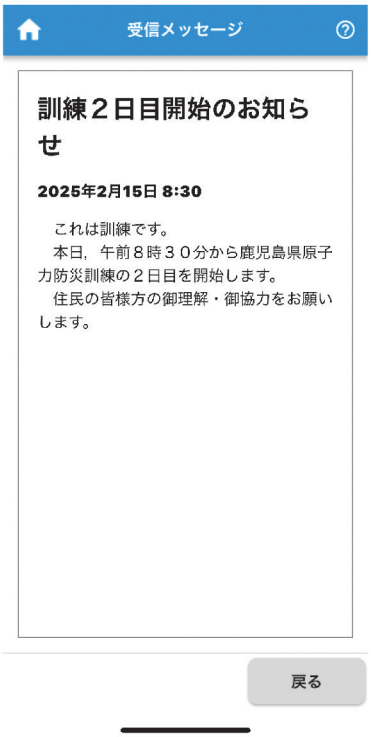
受信メッセージ
訓練２日目開始のお知らせ
2025年2月15日 8:30
これは訓練です。
本日，午前８時３０分から鹿児島県原子力防災訓練の２日目を開始します。
住民の皆様方の御理解・御協力をお願いします。
戻る

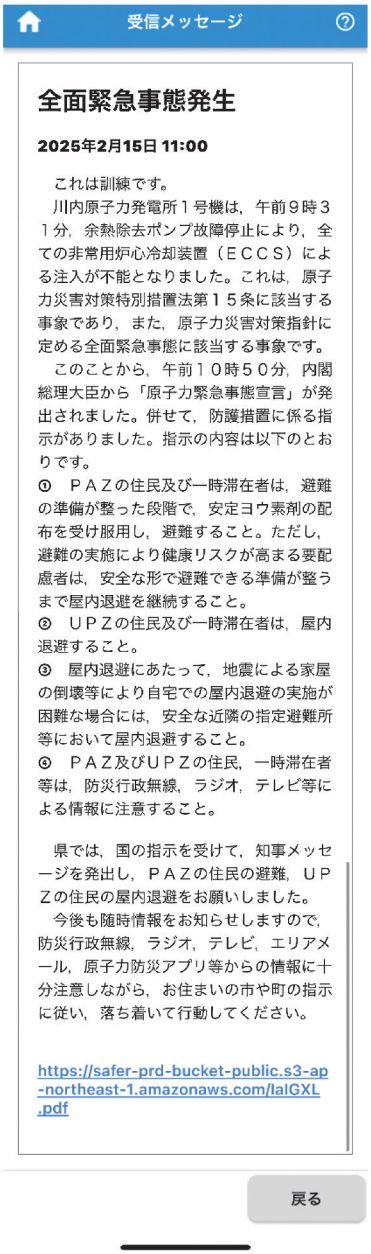
受信メッセージ
全面緊急事態発生
2025年2月15日 11:00
これは訓練です。
川内原子力発電所１号機は，午前９時３１分，余熱除去ポンプ故障停止により，全ての非常用炉心冷却装置（ＥＣＣＳ）による注入が不能となりました。これは，原子力災害対策特別措置法第１５条に該当する事象であり，また，原子力災害対策指針に定める全面緊急事態に該当する事象です。
このことから，午前１０時５０分，内閣総理大臣から「原子力緊急事態宣言」が発出されました。併せて，防護措置に係る指示がありました。指示の内容は以下のとおりです。
① ＰＡＺの住民及び一時滞在者は，避難の準備が整った段階で，安定ヨウ素剤の配布を受け服用し，避難すること。ただし，避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は，安全な形で避難できる準備が整うまで屋内退避を継続すること。
② ＵＰＺの住民及び一時滞在者は，屋内退避すること。
③ 屋内退避にあたって，地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合には，安全な近隣の指定避難所等において屋内退避すること。
④ ＰＡＺ及びＵＰＺの住民，一時滞在者等は，防災行政無線，ラジオ，テレビ等による情報に注意すること。
県では，国の指示を受けて，知事メッセージを発出し，ＰＡＺの住民の避難，ＵＰＺの住民の屋内退避をお願いしました。
今後も随時情報をお知らせしますので，防災行政無線，ラジオ，テレビ，エリアメール，原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら，お住まいの市や町の指示に従い，落ち着いて行動してください。
https://safer-prd-bucket-public.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/IaIGXL.pdf
戻る

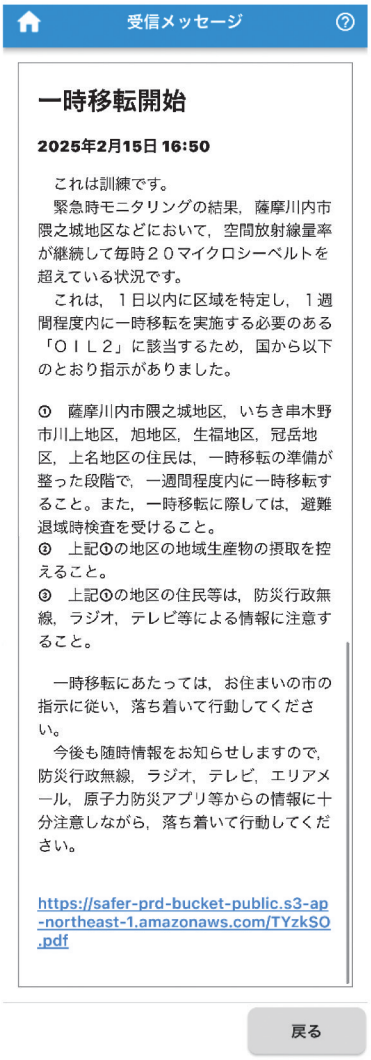
受信メッセージ
一時移転開始
2025年2月15日 16:50
これは訓練です。
緊急時モニタリングの結果，薩摩川内市隈之城地区などにおいて，空間放射線量率が継続して毎時２０マイクロシーベルトを超えている状況です。
これは，１日以内に区域を特定し，１週間程度内に一時移転を実施する必要のある「ＯＩＬ２」に該当するため，国から以下のとおり指示がありました。
① 薩摩川内市隈之城地区，いちき串木野市川上地区，旭地区，生福地区，冠岳地区，上名地区の住民は，一時移転の準備が整った段階で，一週間程度内に一時移転すること。また，一時移転に際しては，避難退域時検査を受けること。
② 上記①の地区の地域生産物の摂取を控えること。
③ 上記①の地区の住民等は，防災行政無線，ラジオ，テレビ等による情報に注意すること。
一時移転にあたっては，お住まいの市の指示に従い，落ち着いて行動してください。
今後も随時情報をお知らせしますので，防災行政無線，ラジオ，テレビ，エリアメール，原子力防災アプリ等からの情報に十分注意しながら，落ち着いて行動してください。
https://safer-prd-bucket-public.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/TYzkSO.pdf
戻る

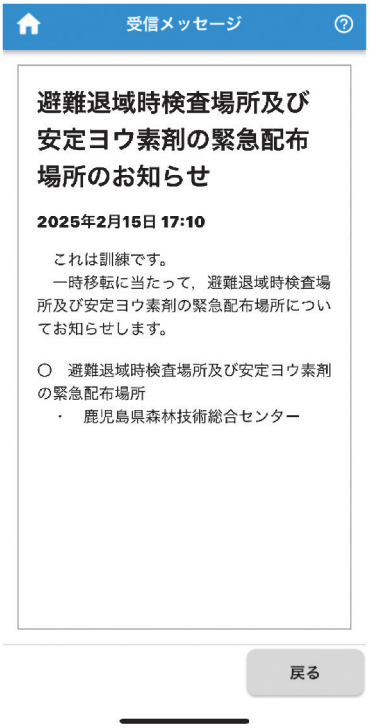
受信メッセージ
避難退域時検査場所及び安定ヨウ素剤の緊急配布場所のお知らせ
2025年2月15日 17:10
これは訓練です。
一時移転に当たって，避難退域時検査場所及び安定ヨウ素剤の緊急配布場所についてお知らせします。
○ 避難退域時検査場所及び安定ヨウ素剤の緊急配布場所
・ 鹿児島県森林技術総合センター
戻る

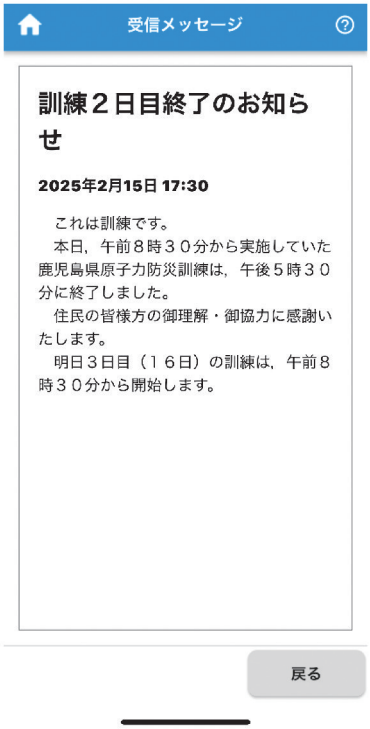
受信メッセージ
訓練２日目終了のお知らせ
2025年2月15日 17:30
これは訓練です。
本日，午前８時３０分から実施していた鹿児島県原子力防災訓練は，午後５時３０分に終了しました。
住民の皆様方の御理解・御協力に感謝いたします。
明日３日目（１６日）の訓練は，午前８時３０分から開始します。
戻る

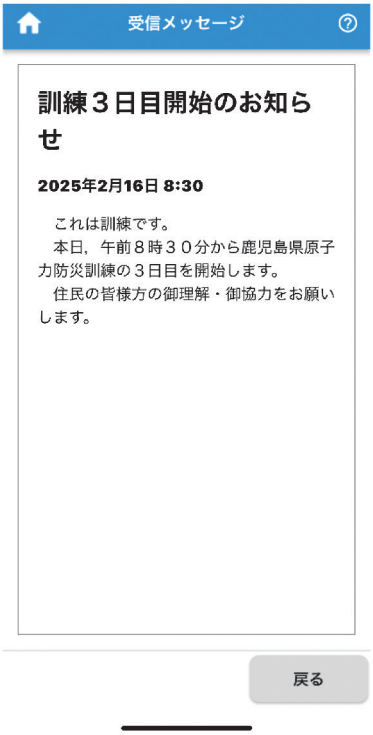
受信メッセージ
訓練３日目開始のお知らせ
2025年2月16日 8:30
これは訓練です。
本日，午前８時３０分から鹿児島県原子力防災訓練の３日目を開始します。
住民の皆様方の御理解・御協力をお願いします。
戻る

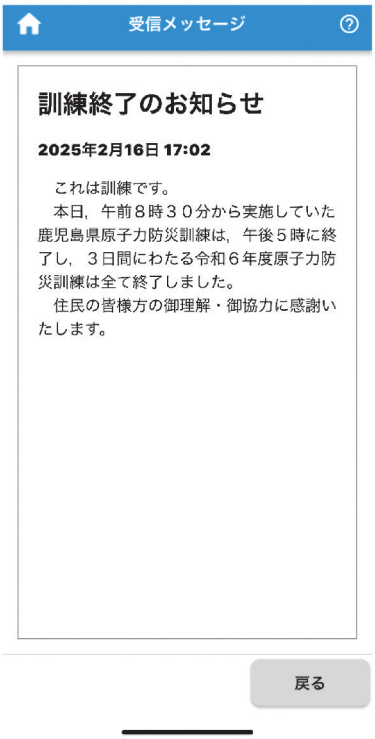
受信メッセージ
訓練終了のお知らせ
2025年2月16日 17:02
これは訓練です。
本日，午前８時３０分から実施していた鹿児島県原子力防災訓練は，午後５時に終了し，３日間にわたる令和６年度原子力防災訓練は全て終了しました。
住民の皆様方の御理解・御協力に感謝いたします。
戻る